

やさしい心がかよいあう  
愛のあるまち

## 第5期 地域福祉実践計画

計画期間：平成28年度～平成31年度

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1. 地域福祉実践計画とは . . . . . 1
- 2. 計画の策定体制 . . . . . 1
- 3. 第4期地域福祉実践計画の主な取り組みと検証 . . . . . 2

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画の位置付け . . . . . 5
- 2. 計画の構成 . . . . . 6

## 第3章 基本計画と具体的な取り組み

- 1. 基本目標1「みんなで支える地域づくり」 . . . . . 8
- 2. 基本目標2「地域福祉の担い手づくり」 . . . . . 11
- 3. 基本目標3「その人らしい生活を支えるための福祉サービスの提供」 . . . . . 13
- 4. 基本目標4「地域に信頼される社協運営のための組織づくり」 . . . . . 17

## 資料編

- 1. 事業・用語の解説 . . . . . 19
- 2. 地域福祉実践計画の検討経過 . . . . . 23



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 地域福祉実践計画とは

伊達市社会福祉協議会（以下、「社協」）は、「地域福祉の推進を図ることを目的」に発足した団体であり、時代背景により変化する「地域課題」に合わせた事業を展開してきました。

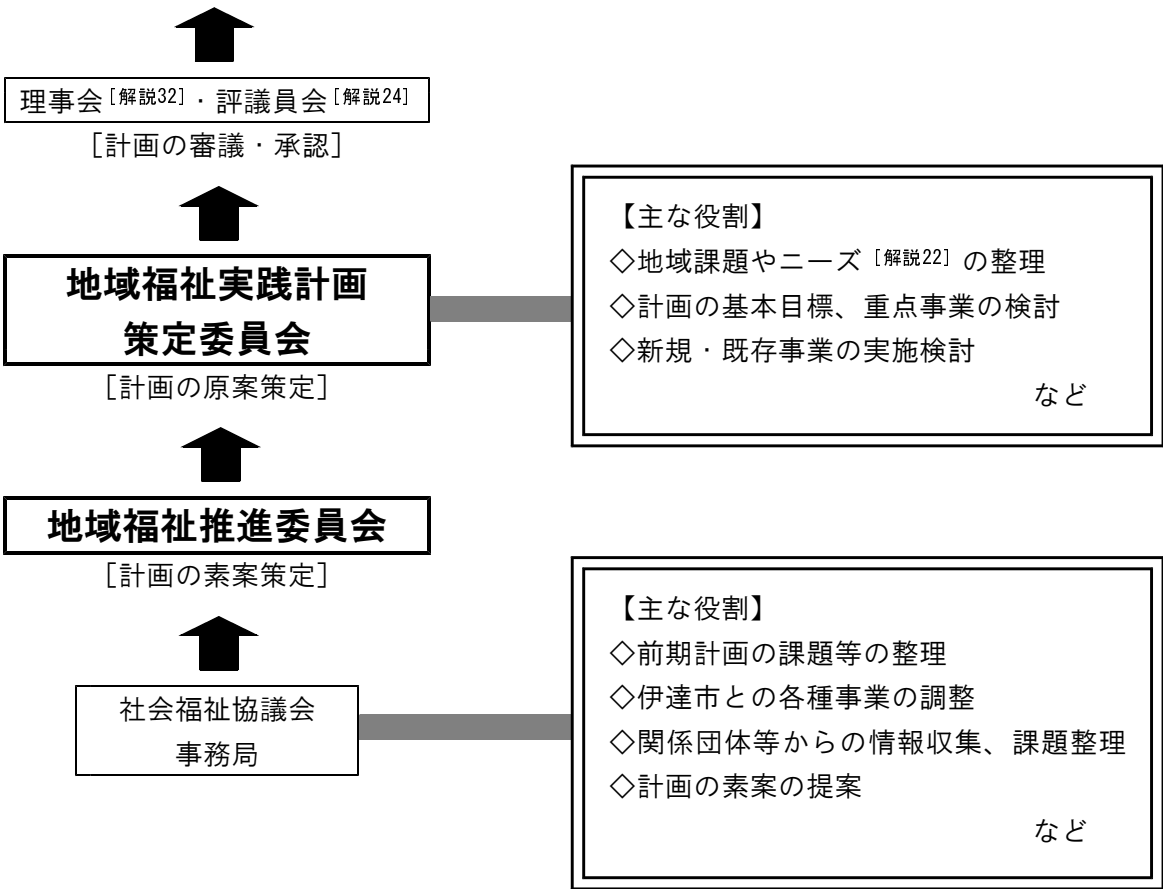
第5期地域福祉実践計画は、社協が様々な地域課題に対応するため、地域福祉を担う市民・地区社会福祉協議会〔解説21〕（以下、「地区社協」）・ボランティア・福祉団体・行政などと連携・協働して具体的に実践していくための事業・運営方針を定める計画です。

## 2. 計画の策定体制

地区社協、民生委員児童委員協議会〔解説31〕、ボランティア団体、福祉施設、当事者団体、教育関係団体、行政担当で構成する「地域福祉実践計画策定委員会」と社協理事で構成する「地域福祉推進委員会」において、地域における課題を踏まえて策定に取り組みました。

### 計画策定の流れ

#### 第5期地域福祉実践計画



### 3. 第4期地域福祉実践計画の主な取り組みと課題

第4期地域福祉実践計画（平成23年度～27年度）では、「地域の連帯感にあふれた潤いのある地域福祉の実現」を基本理念に事業を展開してきました。その中で重点事業となった取り組みや新規事業の紹介と、第5期計画検討のため課題整理を行います。

#### 基本目標1 地域住民の交流の場の創出・促進

##### 1. ふれあいいいききサロン<sup>〔解説27〕</sup> 活動の普及促進 **重点**

◇事業概要	閉じこもり予防、生きがいづくり、交流活動の一環として、地域のたまり場となることを目的に運営を支援します。
◇主な取り組み	新規サロンの立ち上げ支援、既存サロンの運営支援。 活動助成金交付事業の新設。
◇課題等	既存のサロンが完全な自主運営に移行できるように促す取り組みが必要です。また、新規サロンの立ち上げが増えるような働きかけが必要です。

##### 2. まちなかボランティアサロンの開設に向けた調査・検討 **新規**

◇事業概要	一般市民やボランティアなど誰でも気軽に集える「場」を創出し、交流できるサロンの立ち上げの調査・検討を行います。
◇主な取り組み	当初予定していた会場の確保が困難となり、財源・人材等でも課題が残り、未実施です。
◇課題等	サロンの新設にこだわらず、既存の地域資源 <sup>〔解説17〕</sup> を活用するなどして、楽しみながら地域福祉活動に参加できる場を検討する必要があります。

#### 基本目標2 地域福祉を推進させる人材育成

##### 1. 地区社協活動の推進 **重点**

◇事業概要	社会福祉事業の推進や社協事業の推進に係る連絡調整や地区社協相互の連携を深め、地域福祉の向上を目指します。
◇主な取り組み	地区社協活動研修会、市社協と地区社協の懇談会の開催。 地区社協・福祉委員 <sup>〔解説26〕</sup> の役割等の見直しや『福祉委員活動の手引き』の作成。 研修時のバス料金の補助事業の新設や特別会費 <sup>〔解説4〕</sup> の還元率の引き上げ。 男性料理教室（新規）の開催支援。
◇課題等	市社協と地区社協の懇談会において、見守り対象者の把握、地域内での連携、担い手不足などは全市的な課題であることが見えてきました。今後も継続して、地域課題を共有し、地区社協や福祉委員が活動しやすくなるように支援していく必要があります。



◀ サロン活動

男性料理教室 ▶



## 基本目標 2 地域福祉を推進させる人材育成

### 2. ボランティアセンター〔解説30〕機能の充実 **重点**

◇事業概要	ボランティアコーディネーター〔解説29〕の継続的な配置、相談・登録・斡旋、ボランティア活動情報の収集や提供、人材発掘、団体設立・運営支援、ボランティアメニューの作成等を実施します。
◇主な取り組み	ボランティアコーディネーターの常勤配置、ボランティア登録方法の見直し。 ボランティアフォーラムやボランティアトークサロンの開催。 ボランティア連絡会の運営支援。 ボランティア活動の情報発信。 学習支援ボランティア（試行事業）の実施。
◇課題等	ボランティア体験プログラムが未実施であるなど、人材育成に多くの課題が残りました。 福祉施設ボランティア以外にもニーズを収集し、情報を発信していく必要があります。

### 3. 介護支援ボランティア制度〔解説2〕の調査・研究 **新規**

◇事業概要	「介護支援ボランティア制度」の先進事例を学び、高齢者の社会参加、介護予防の取り組みについて調査・研究を実施します。
◇主な取り組み	講演会の開催や視察研修により先進地事例を学ぶことができました。しかし、行政への働きかけや施設ニーズ調査などは未実施です。
◇課題等	財源や事業の効果的な実施について行政との協議を進めていく必要があります。また、受入施設のニーズや対象者の把握、事業実施に係る体制の検討が必要です。

### 4. 災害・防災に関するボランティア活動の調査・検討 **新規**

◇事業概要	災害に強いまちづくりへの取り組みについて、市民への啓発活動・情報提供等について方向性を検討します。
◇主な取り組み	いくつかの地区において防災講座を開催しましたが、行政との役割分担についての協議が不十分であったため、防災・災害時のボランティア活動の具体的な取り組みは未実施です。
◇課題等	行政と協議をし、社協の役割を明確にする必要があります。その上で、「災害救援ボランティアセンターマニュアル」を作成する必要があります。



▲ ボランティアフォーラム



▲ ボランティアトークサロン

### 基本目標3 生活で困っている方への支援

#### 1. 地域包括支援センター〔解説20〕利用促進 **重点**

◇事業概要	地域で暮らす高齢者に対し、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支え、住み慣れた地域で生活していけるように支援します。
◇主な取り組み	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・権利擁護〔解説6〕支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、ネットワーク構築)の実施。認知症連携強化事業の実施。
◇課題等	一般市民への更なる浸透を図るため、継続して周知していく必要があります。今後の制度改正にどの様に対応していくか伊達市との連携が重要になってきます。

### 基本目標4 理解される社協活動の展開

#### 1. 地域福祉活動のための財源確保 **重点**

◇事業概要	会費、共同募金〔解説5〕、寄付金の使途の明確化を進め、市民への周知に努めます。また、市民の理解を得られるチャリティー事業の実施と検討を行います。
◇主な取り組み	会員規程の一部改正を行い、各種会員の位置付けをより明確にしました。使途について、社協だより等で市民に周知を図りました。 また、社協理事で構成する総務企画委員会においてチャリティーふれあいカクテルパーティー事業の検討を行い、従来のチケット販売方式に加え協賛方式を取り入れ、財源確保に努めました。
◇課題等	会費、共同募金、寄付金の使途が市民に理解されていなければ協力を得るのは難しいので今後も更に周知方法を工夫していく必要があります。 チャリティー事業は企業等の協力にも限界があるので、社協の自主財源確保のための方策を検討していかなければなりません。

#### ◇ 地域福祉実践計画策定状況 ◇

計画名	計画期間
第1期地域福祉実践計画	昭和60年度～平成元年度（5年間）
第2期地域福祉実践計画	【前期】平成5年度～平成7年度（3年間） 【中期】平成8年度～平成11年度（4年間） 【後期】平成12年度～平成14年度（未策定）
第3期地域福祉実践計画	平成17年度～平成21年度（5年間）
第4期地域福祉実践計画	平成23年度～平成27年度（5年間）



## 第2章 計画の基本的な考え方

地域福祉実践計画は、社協が地域住民や各関係機関、団体等と連携・協働して具体的に実践していくための行動計画と、社協の運営と経営の強化に取り組む発展強化計画の二つの要素から構成されています。

### 1. 計画の位置付け

#### (1) 計画の名称

**第5期伊達市社会福祉協議会地域福祉実践計画**

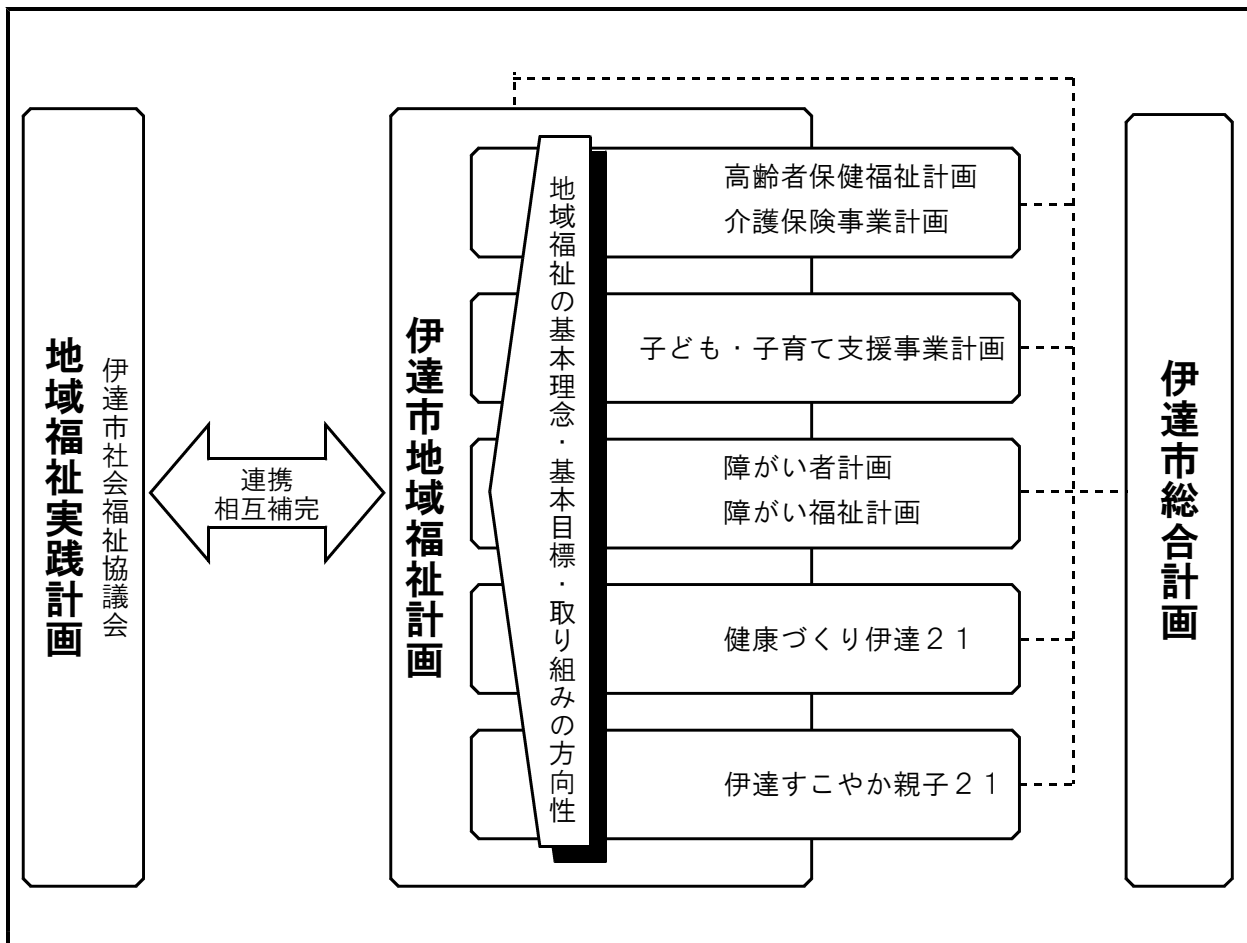
#### (2) 計画の期間

平成28年度から平成31年度の4年間に行う計画として定めます。

ただし、計画期間の途中であっても、今後の社会情勢の変化や社会福祉の動向などに応じて、必要な見直しを図ります。

#### (3) 地域福祉計画<sup>〔解説18〕</sup>との連携

本計画は、伊達市が策定した「第3期伊達市地域福祉計画」と整合性を図り、相互補完することにより両計画を一体的に推進していきます。



## 2. 計画の構成

### (1) 基本理念

#### 「やさしい心がかよいあう 愛のあるまち」

本計画では、伊達市が策定した「第3期地域福祉計画」の基本理念を共有し、人にやさしいまちづくりをめざし取り組みを進めます。

### (2) 基本目標

基本理念を実現するために、4つの目標を掲げ計画を推進していきます。

#### 基本目標1 みんなで支える地域づくり

○住民の参加と住民同士の支え合いの関係づくりを促進し、地域力を高めるための事業やネットワークの体制を充実します。

#### 基本目標2 地域福祉の担い手づくり

○福祉への理解と関心を深め、地域福祉活動やボランティア活動の担い手を発掘するとともに、福祉人材の育成に努めます。

#### 基本目標3 その人らしい生活を支えるための福祉サービスの提供

○誰もが自分らしく地域でいきいきと暮らせるように、福祉サービスの提供や生活課題に対する総合相談体制の充実を図ります。

#### 基本目標4 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

○市民から信頼され、地域福祉の推進役としての役割と機能を発揮できる組織づくりと安定した財源基盤の確立に取り組みます。





### (3) 計画の体系

基本理念（共通理念）  
やさしい心がかよいあう 愛のあるまち

#### 第5期地域福祉実践計画

##### 基本目標1

みんなで支える地域づくり

##### 実践項目1

地区社協活動の推進

##### 実践項目2

市民交流の促進

##### 基本目標2

地域福祉の担い手づくり

##### 実践項目1

ボランティアセンター運営の充実

##### 実践項目2

介護支援ボランティア制度の導入

##### 基本目標3

その人らしい生活を支えるための  
福祉サービスの提供

##### 実践項目1

生活を支える福祉サービスの充実

##### 実践項目2

介護保険事業の運営

##### 基本目標4

地域に信頼される社協運営のため  
の組織づくり

##### 実践項目1

社協組織の強化・充実

##### 実践項目2

財源の確保

##### 実践項目3

信頼される社協づくり

#### 第3期伊達市地域福祉計画

##### 基本目標1

参加と交流による安全・安心な地域  
づくり

##### 基本施策1

市民の交流促進

##### 基本施策2

高齢者や障がいのある人の社会参加  
の促進

##### 基本施策3

安全で安心な環境づくり

##### 基本目標2

地域福祉の担い手づくり

##### 基本施策1

福祉意識の醸成と啓発

##### 基本施策2

ボランティアなどの育成・支援

##### 基本目標3

多様なサービス提供の仕組みづくり

##### 基本施策1

情報提供の充実

##### 基本施策2

相談体制の充実強化

##### 基本施策3

利用者主体のサービス実現

##### 基本目標4

地域福祉ネットワークの体制づくり

##### 基本施策1

地域のネットワーク化

# 第3章 基本計画と具体的な取り組み

## 基本目標1 みんなで支える地域づくり

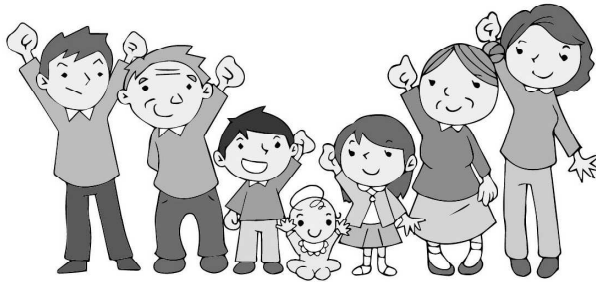
高齢者や障がい者等が地域で安心して暮らしていくためには、公的な福祉サービスや専門的なサービスだけでなく、地域全体で支えていく仕組みづくりの取り組みが必要です。市内12地区に設置されている地区社会福祉協議会は、地域の高齢者の見守り活動や交流事業などの様々な事業を実施し、地域住民同士のつながりを深める活動を展開しています。

また、高齢者などの生きがいづくりや閉じこもり予防、介護予防に効果がある「ふれあいいきいきサロン活動」や、仲間づくり、居場所づくりなど様々な「集いの場」の提供を通して、市民がお互いに支え合い、助け合う活動が求められています。平成28年4月には多くの市民が集い、交流できる施設として「伊達市市民活動センター〔解説15〕」が開設されます。市民活動センターの利用が活発化することで、利用者の活動や相互の交流の促進、新たなコミュニティの創出が期待されます。

社協は、地区社協をはじめとした地縁組織や各種福祉団体等と連携を図り、また側面的な支援を行いながら地域全体で支え合うまちづくりに取り組んでいきます。

### 1. 地区社協活動の推進

事業項目	方向性	実施内容
(1)市社協・地区社協懇談会の開催	重点	各地区社協の活動・運営上の課題の把握や地域課題の把握、情報共有の場となることを目的に実施します。
(2)地区社協活動の支援	継続	地区社協や福祉委員が活動しやすい土壌づくりや事業実施のきっかけづくりに取り組みます。 ①地区社協への活動費の交付や研修事業費の補助 ②男性料理教室の開催支援 ③地域福祉活動に対する情報提供・支援 ④地区社協活動研修会の開催
(3)地区社協連絡会議の開催	継続	社協事業の推進に係る連絡調整や地区社協相互の連携を深め、関係する情報の提供・交換を積極的に行い、地域福祉の向上に寄与することを目的に開催します。



## 2. 市民交流の促進

事業項目	方向性	実施内容
(1) 活動実践者への支援	継続	市民自らの力による「仲間づくり」、「居場所づくり」、「生きがいづくり」の提供を通して、市民がお互いに支え合い、助け合う地域づくりの普及を目指し、活動実践者への支援を行います。 ①ふれあいいきいきサロン活動の普及促進 ②市民交流の場づくり事業助成金事業〔解説8〕の実施
(2) 社会参加の場づくり	継続 新規	年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての人が積極的に参加できる機会の提供を充実します。 ①わっくわっく広場〔解説33〕の活動支援 ②ふれあい広場〔解説28〕の開催 ③障がい者週間〔解説9〕記念事業の開催 ④障がい者スポーツ交流会の実施支援 ⑤新たなコミュニティ活動の場の創出〔解説1〕（新規） ⑥市民活動センターの利用促進（新規）

### 【年次計画】

#### 1. 地区社協活動の推進

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1) 市社協・地区社協懇談会の開催	継続 重点	共同募金	実施			
(2) 地区社協活動の支援						
①地区社協への活動費の交付や研修事業費の補助	継続	共同募金 自主財源	実施			
②男性料理教室の開催支援	継続	共同募金	試行・検討		実施	
③地域福祉活動に対する情報提供・支援	継続	共同募金	実施			
④地区社協活動研修会の開催	継続	共同募金	実施			
(3) 地区社協連絡会議の開催	継続	共同募金	実施			

## 2. 市民交流の促進

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1)活動実践者への支援						
①ふれあいいきいきサロン活動の普及促進	継続	自主財源	新規サロンの立ち上げ支援を中心に実施			→
②市民交流の場づくり事業助成金事業の実施	継続	共同募金 自主財源	実施			→
(2)社会参加の場づくり						
①わっくわっく広場の活動支援	継続	市受託金	実施			→
②ふれあい広場の開催	継続	共同募金 自主財源	実施			→
③障がい者週間記念事業の開催	継続	共同募金 自主財源	実施			→
④障がい者スポーツ交流会の実施支援	継続	市補助金	実施			→
⑤新たなコミュニティ活動の場の創出	新規	市受託金	実施			→
⑥市民活動センターの利用促進	新規	—	市と協議・調整	→	実施	→



## 基本目標 2 地域福祉の担い手づくり

多くの市民が福祉に関心を持ち、理解を深めることが地域福祉を継続的に推進する基盤となります。そのためには、地域住民の全てが地域福祉活動の担い手であるという認識を浸透させていくと共に、ボランティア活動や市民活動を担う人材の発掘、育成が必要です。また、ボランティアに関する情報の収集と発信、各関係団体等との連携を強化し、ボランティアセンターの機能の充実を図り、やりがいのある活動の場の提供を進めていくことが重要です。

また、第4期地域福祉実践計画での調査・研究事項としていた「介護支援ボランティア制度」については、高齢者の活動の場の創出となるばかりか社会参加活動を通じた介護予防の効果も期待できることから、伊達市と協議を行い、受託事業として取り組むための調整を進めています。

社協では、市民がボランティア活動に積極的に参加できるように支援活動を展開し、地域福祉の担い手として活動できる環境づくりに取り組みます。

### 1. ボランティアセンター運営の充実

事業項目	方向性	実施内容
(1) ボランティアセンターの運営	<b>継続</b>	団体や施設等と連携し、市民が自発的な気持ちで楽しみながら、地域のために行うボランティア活動や地域福祉活動に参加できるための取り組みを進めます。 ① ボランティアの相談、登録、斡旋 ② ボランティアの情報収集・発信 ③ ボランティアトークサロンの開催 ④ 除雪サービス事業の実施 ⑤ 学習支援ボランティアの実施
(2) ボランティア養成研修会の開催	<b>新規</b>	より多くの市民がボランティア活動や地域福祉活動に理解と関心を持ち、活動に役立つ知識と技術を習得することを目的に開催します。
(3) ボランティア連絡会との連携	<b>継続</b>	ボランティア連絡会との連携を図りながら円滑な運営・活動支援を継続的に行います。 ① ボランティアフォーラムの開催 ② ボランティア保険料の一部補助
(4) 災害ボランティアセンターの整備	<b>新規</b>	伊達市が策定する「地域防災計画」と整合性を図りながら、災害時や防災啓発における社協の役割の明確化を図ります。 ① 災害ボランティアセンターマニュアルの整備

### 2. 介護支援ボランティア制度の導入

事業項目	方向性	実施内容
(1) 介護支援ボランティア制度の導入	<b>新規</b>  <b>重点</b>	伊達市と連携しながら、制度導入の調整（ニーズの把握、受け入れ施設等の意向確認など）を行い、環境整備を進め、実施します。

【年次計画】

1. ボランティアセンター運営の充実

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1) ボランティアセンターの運営						
① ボランティアの相談、登録、斡旋	継続	自主財源 市補助金	実施			
② ボランティアの情報収集・発信	継続	自主財源 市補助金	実施			
③ ボランティアトークサロンの開催	継続	共同募金	実施			
④ 除雪サービス事業の実施	継続	市補助金	モデル地区での実施及び実施地区拡大の検討			
⑤ 学習支援ボランティアの実施	継続	自主財源	実施			
(2) ボランティア養成研修会の開催	新規	共同募金 自主財源	検討	実施		
(3) ボランティア連絡会との連携						
① ボランティアフォーラムの開催	継続	共同募金	実施			
② ボランティア保険料の一部補助	継続	自主財源	実施			
(4) 災害ボランティアセンターの整備						
① 災害ボランティアセンターマニュアルの整備	新規	自主財源	市と協議調整	実施		

2. 介護支援ボランティア制度の導入

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1) 介護支援ボランティア制度の導入	新規 重点	市受託金	市と協議調整	実施		



## 基本目標3 その人らしい生活を支えるための福祉サービスの提供

近年、生活福祉資金〔解説13〕等の貸し付け相談や日常生活自立支援事業〔解説23〕において、当事者に複雑な課題があるケースや当事者の家族や周辺の人間関係にも複雑な問題が付随しているケースが増えています。多様化・複雑化した課題に対応するためには、伊達市をはじめとして関係機関、地域の組織などとの連携による総合的な支援の体制づくりを進めていく必要があります。

現在、伊達市が行っている「生活困窮者自立支援制度〔解説12〕」や、伊達市が計画している「(仮称)成年後見〔解説14〕センター」の運営を社協が受託することにより、生活福祉資金等貸付事業、日常生活自立支援事業、地域包括支援センター、ボランティアセンターなど社協が進める各種事業と連携することで、総合的な支援体制づくりが期待されます。

また、平成27年4月の介護保険制度の見直しにより予防給付の一部がNPOや民間事業者等、住民ボランティアがサービスの提供を行う地域支援事業〔解説16〕に移行されたことにより、伊達市では平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業〔解説3〕」を実施することとなりました。社協としてこれまで小地域ネットワーク活動〔解説10〕などで培ってきた地域福祉活動を生かして、伊達市や地域住民、関係団体等と協働して地域包括ケアシステム〔解説19〕の構築を目指し、協議を進めていきます。

また、市民相互による子育て支援の推進を図り、安心して子育てのできる環境づくりを目的とした「ファミリー・サポート・センター〔解説25〕」の運営について、伊達市と協議を行い、受託事業として取り組むための調整を進めています。

### 1. 生活を支える福祉サービスの充実

事業項目	方向性	実施内容
(1) 相談援助活動の充実	継続	地域活動の支援や福祉サービス等を適切に安心して利用できる相談体制の整備と情報提供を行うため、関係機関・団体等との連携の充実に努めます。
(2) 日常生活自立支援事業の実施	継続	北海道社会福祉協議会と連携を図りながら、高齢や障がいにより日常生活上の判断に不安を感じている方に福祉サービスの利用や金銭管理などの支援を行います。
(3) 成年後見センターの運営	新規	伊達市と連携しながら、制度導入の検討(開設準備委員会の設置など)、制度設計(対象者、内容など)、人材育成(市民後見人、法人後見支援員)、体制(職員配置、運営委員会など)の整備を進め、実施します。
(4) 生活困窮者自立支援事業の実施	新規	伊達市と連携しながら、制度導入の検討(対象者の把握、関係機関等との連携体制の確保など)、制度設計(事業内容など)、人材育成(相談支援員など)、体制の整備を進め、実施します。
(5) 生活福祉資金・生活応急資金貸付による日常生活支援	継続	低所得世帯等に生活福祉資金(道社協事業)、生活応急資金〔解説11〕(市社協事業)の貸し付けと必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ります。
(6) 歳末たすけあい運動の実施	継続	共同募金運動の一環として、募金活動に協力するとともに、寄せられた募金を活用し、生活困窮世帯等に対して、年末に見舞金を贈呈します。

事業項目	方向性	実施内容
(7) 高齢者の生活支援事業の実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを目指し、地区社協やボランティアなどと協働しながら事業を進めます。</p> <p>【地区共通事業】</p> <p>①ひとり暮らし高齢者等電話サービス事業  ②ひとり暮らし高齢者等訪問サービス事業  ③アクティビティ（音楽活動）事業  ④家族介護教室事業  ⑤家族介護者交流（元気回復）事業</p> <p>【伊達地区事業】</p> <p>⑥寝たきり高齢者等移送サービス事業</p> <p>【大滝地区事業】</p> <p>⑦給食（会食）サービス事業  ⑧高齢者等外出支援サービス事業  ⑨高齢者生活援助事業（庭の手入れ、除排雪など）  ⑩高齢者入浴サービス事業  ⑪大滝区通院支援事業（サポートパス）  ⑫北湯沢地区健康相談支援事業  ⑬生き生きデイサービス事業への協力</p>
(8) 高齢者住宅等安心確保事業の実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<p>市営住宅駅前団地及びほのぼのの団地（高齢者世話付住宅<sup>〔解説7〕</sup>）に生活援助員（L S A）を配置し、交流事業の実施や、生活指導・相談及び各種情報の提供、安否の確認・緊急時の対応を行います。また、山下地区居住の高齢者宅に定期的に訪問し、安否確認や生活相談を行います。</p>
(9) 子育て支援事業の充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">重点</div>	<p>子育て世代が安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、育児の支援を受けたい人と援助を行いたい人を結びつけることで、地域の中での相互援助活動を推進します。</p> <p>ファミリー・サポート・センターの運営に関しては、伊達市と連携しながら、制度導入の検討（ニーズ及び提供者の把握、関係機関等との連携体制の確保など）、制度設計（事業内容、報酬など）、人材育成、体制の整備を進め、実施します。</p> <p>また、母子寡婦福祉会と協働し、新入学児童のいるひとり親世帯へ入学のお祝い品を贈呈し、子どもの健全育成に寄与します。</p> <p>①大滝区子育て送迎支援事業（継続）  ②ファミリー・サポート・センターの運営（<b>新規・重点</b>）  ③ひとり親世帯新入学児童へのお祝い贈呈事業（<b>新規</b>）</p>
(10) 物品等の貸出	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続</div>	<p>各種物品等を、在宅生活で必要とする個人や各種研修会の教材資料として必要な団体等に貸し出しを行います。</p> <p>・車いす ・白杖 ・アイマスク ・高齢者擬似体験セット</p>



## 2. 介護保険事業の運営

事業項目	方向性	実施内容
(1) 居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営	継続	利用者本位で信頼される質の高い介護サービスを提供するとともに、制度改正などの状況変化を踏まえ、利用者の具体的なニーズ把握を踏まえ、満足度の高いサービスの提供に努めます。
(2) 地域包括支援センターの運営	継続	地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活して行けるように、介護・福祉・健康・医療などの様々な面から総合的に支援を行います。
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	新規 重点	介護予防・日常生活支援総合事業に対応するため、伊達市や地域住民、関係団体等と協働して地域包括ケアシステムの構築を目指します。

### 【年次計画】

#### 1. 生活を支える福祉サービスの充実

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1) 相談援助活動の充実	継続	自主財源	実施			
(2) 日常生活自立支援事業の実施	継続	道社協受託金	実施		一体的な事業の実施	
(3) 成年後見センターの運営	新規	市受託金	市と協議・調整			
(4) 生活困窮者自立支援事業の実施	新規	市受託金	市と協議・調整			
(5) 生活福祉資金・生活応急資金貸付による自立生活支援	継続	自主財源 <small>(一部、道社協事業)</small>	実施			
(6) 歳末たすけあい運動の実施	継続	共同募金	実施			
(7) 高齢者の生活支援事業の実施	①～⑤は市内全域対象事業					
①ひとり暮らし高齢者等電話サービス事業	継続	市受託金	実施			
②ひとり暮らし高齢者等訪問サービス事業	継続	市受託金	実施			
③アクティビティ（音楽活動）事業	継続	市受託金	実施			
④家族介護教室事業	継続	市受託金	実施			
⑤家族介護者交流（元気回復）事業	継続	市受託金	実施			

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(7) 高齢者の生活支援事業の実施	⑥は伊達地区、⑦～⑬は大滝地区対象事業					
⑥寝たきり高齢者等移送サービス事業	継続	市受託金	実施			
⑦給食（会食）サービス事業	継続	共同募金	実施			
⑧高齢者等外出支援サービス事業	継続	市受託金	実施			
⑨高齢者生活援助事業（庭の手入れ、除排雪など）	継続	市受託金	実施			
⑩高齢者入浴サービス事業	継続	市受託金	実施			
⑪大滝区通院支援事業（サポートパス）	継続	市受託金	実施			
⑫北湯沢地区健康相談支援事業	継続	自主財源	実施			
⑬生き生きデイサービス事業への協力	継続	自主財源	実施			
(8) 高齢者住宅等安心確保事業の実施	継続	市受託金	実施			
(9) 子育て支援事業の充実						
①大滝区子育て送迎支援事業	継続	自主財源	実施			
②ファミリー・サポート・センターの運営	新規重点	市受託金	市と協議調整	実施		
③ひとり親世帯新入学児童へのお祝い贈呈事業	新規	※1 自主財源	実施			
(10) 物品等の貸出	継続	自主財源	実施			

※1 原資は、室蘭民報社西部支社からの指定寄付金

## 2. 介護保険事業の運営

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1) 居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営	継続	自主財源	実施			
(2) 地域包括支援センターの運営	継続	市受託金	実施			
(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	新規重点	市受託金	市と協議調整	実施		

## 基本目標 4 地域に信頼される社協運営のための組織づくり

社協はこれまで、地域の様々な課題に対し、地区社協、民生委員児童委員、地域住民、ボランティア、福祉団体、行政などと連携・協働して地域福祉の推進を図ってきました。今後も社協の理事や監事の役員をはじめ、評議員などとともに地域福祉推進及び自主財源の確保など財政基盤の強化を図り、市内の福祉活動のさらなる発展のため、地域住民や各種団体の支援を行います。

また、社協だよりやホームページなどを通して、地域への情報を定期的に発信することにより、社協活動と地域福祉への理解と協力の意識啓発に取り組んでいきます。また、職員の資質向上や組織内の連携強化により効果的な事業運営を図り、信頼される社協づくりに努めます。

### 1. 社協組織の強化・充実

事業項目	方向性	実施内容
(1) 理事会等の開催	継続	理事会及び評議員会を適宜開催し、社協の事業推進を図ります。
(2) 委員会の開催	継続	社協理事で構成する「総務企画委員会」、「地域福祉推進委員会」を適宜開催し、社協の事業推進に関する研究協議などを行います。
(3) 役職員の研修	新規	専門的な研修に参加できる機会を確保するとともに、職場内の自主研修を実施し、職員の自己研鑽に努めます。
(4) 伊達市との連携強化	継続	地域福祉計画等の行政施策に歩調を合わせ、伊達市とのパートナーシップを図るため、社協の役割を顕在化し、相互の信頼関係の構築に努めます。
(5) 地域福祉実践計画の進行管理	継続	事業等の適切な運営と推進を図るため、地域福祉推進委員会及び事務局により適宜進行管理を行います。

### 2. 財源の確保

事業項目	方向性	実施内容
(1) 地域福祉活動のための財源確保	継続	地域住民等に会費や寄付金、共同募金、チャリティー事業の十分な理解を得るために、使途を明確にし、地域住民に理解される活動へ充当していきます。また、各種助成団体による財政的な支援を活用し、地域福祉推進活動の展開を実施します。さらに、伊達市の各種事業を受託し、安定した財源確保に努めます。

### 3. 信頼される社協づくり

事業項目	方向性	実施内容
(1) 情報提供の充実	継続	社協事業の取り組みや地域福祉の情報について、広く市民に情報発信し理解を得るため、「社協だより」の定期的な発行やホームページ、メディアへの掲載などを活用し、広報活動の充実を図ります。
(2) 苦情解決体制の整備	継続	市民からの苦情に対し適切に対応するため、苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を配置します。
(3) 社会福祉功労者の表彰	継続	社会福祉大会を隔年開催し、地域福祉の充実発展に功績のあった個人や団体を表彰し、感謝の意を表します。

事業項目	方向性	実施内容
(4) 社協諸室の活用	継続	福祉・ボランティア団体等の会議・研修の場として諸室の貸し出しを行うことで、各団体の活動の促進を図ります。
(5) 団体事務の運営	継続	「伊達市共同募金委員会」、「伊達市ボランティア連絡会」、「伊達市老人クラブ連合会」、「伊達市民生委員児童委員協議会」、「伊達身体障がい者福祉協会」の事務局を担い、各団体における活動の推進を図ります。また、これらの団体との情報交換などを充実し、協働して地域福祉の推進に取り組みます。

#### 【年次計画】

##### 1. 社協組織の強化・充実

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1) 理事会等の開催	継続	自主財源	実施			→
(2) 委員会の開催	継続	自主財源	実施			→
(3) 役職員の研修	新規	自主財源	実施			→
(4) 伊達市との連携強化	継続	自主財源	実施			→
(5) 地域福祉実践計画の進行管理	継続	自主財源	実施			→

##### 2. 財源の確保

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1) 地域福祉活動のための財源確保	継続	自主財源	チャリティー事業のあり方及び自主財源確保の方策検討			→

##### 3. 信頼される社協づくり

事業項目	方向性	主な財源	年次計画（年度）			
			28	29	30	31
(1) 情報提供の充実	継続	自主財源 共同募金	実施			→
(2) 苦情解決体制の整備	継続	自主財源	実施			→
(3) 社会福祉功労者の表彰	継続	自主財源 共同募金	実施			→
(4) 社協諸室の活用	継続	市補助金 自主財源	実施			→
(5) 団体事務の運営	継続	自主財源	実施			→

# 資料編

1. 事業・用語の解説
2. 地域福祉実践計画の検討経過

## 1. 事業・用語の解説（50音順）

### 【あ行】

#### 1. 新たなコミュニティ活動の場の創出

自治会や既存の団体だけでなく、共通の趣味や考えを持った仲間が気軽に集まり、「生きがい」に繋がる活動の場になるようなきっかけ作りの支援を行います。

（関連ページ：9，10）

### 【か行】

#### 2. 介護支援ボランティア制度

厚生労働省の認可を受けたボランティア制度で、ボランティア登録をした高齢者（原則65歳以上）が、ボランティア活動の登録施設などで行ったボランティア活動に対して、実績に応じてポイントを付与し、当該ポイントを換金でき、介護保険料を実質的に軽減する制度です。本制度は、自治体が介護予防事業として行い、地域支援事業交付金を財源として運営されます。

（関連ページ：3，7，11，12）

#### 3. 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成されます。介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定を受けた方（要支援1・2）と基本チェックリストの該当者が利用できる事業で、訪問型サービス、通所型サービス、配食等の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメントの4つのサービスがあります。一般介護予防事業は、第1号被保険者のすべての方とその支援のための活動にかかわる方への事業で、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業など5つの事業があります。

（関連ページ：13，15，16）

#### 4. 会費

社協は、自主的な地域福祉活動の推進を図るため、また、市民一人ひとりが「地域福祉」

を自らの活動として受け止め、参加していただくことを目的に「会員制度」を導入しています。社協会費には市内全ての世帯を対象とした「一般会費」、主に個人を対象とした「特別会費」、事業所や団体等を対象とした「賛助会費」があります。皆さまから寄せられた会費は、社協が実施する地域福祉事業の財源として活用しています。

（関連ページ：2，4，17）

#### 5. 共同募金

皆さまの助け合いの精神とボランティアの方々のご協力を頂き、社会福祉法人やNPOが行う民間福祉活動を支援するための募金活動です。集まった募金の約70%は、募金をいただいた地域で使われ、残りの30%は、市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に、都道府県の範囲内で使われています。また、大規模な災害が起こった際のそなえとして、各都道府県の共同募金会では、募金額の一部を「災害等準備金」として積み立てています。この積み立ては、大規模災害が起こった際に、災害ボランティア活動支援など、被災地を応援するために使われています。

共同募金運動は、毎年10月から12月まで行われ、12月は歳末たすけあい運動として実施されます。「赤い羽根共同募金」は共同募金の愛称です。

（関連ページ：4，13，17，18）

#### 6. 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者や障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することです。

（関連ページ：4）

#### 7. 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）

60歳以上の高齢者が地域の中で自立して安全で快適な生活ができるように配慮された公的賃貸住宅（公営住宅等）です。この住宅は、高齢者の身体状況を考慮したトイレ、浴室等の設備と、緊急通報システム設置などの

安全面に配慮するとともに、生活援助員（L S A）が配置されていて、入居者の生活指導や安否の確認、緊急時の対応、一時的家事援助などを行います。

（関連ページ：14）

## 【さ行】

### 8. 市民交流の場づくり事業助成金事業

市民の「仲間づくり」、「居場所づくり」、「生きがいづくり」など、交流の場の提供を通して、お互いに支え合い助け合う地域づくりを実践している団体に対し、活動の安定と継続的な事業運営の助長を促すことを目的に事業費の一部を助成しています。

（関連ページ：9, 10）

### 9. 障がい者週間

国民の間に広く、障がいのある方の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められた週間です。「障がい者週間」は、国際障害者デーで、障害者基本法の公布日でもある12月3日から障害者の日である12月9日までとなっています。2004年の障害者基本法改正により、この期間を「障がい者週間」にすることと定められました。

（関連ページ：9, 10）

### 10. 小地域ネットワーク活動

小地域を単位として要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開するもので、ふれあいチームによる訪問サービスなどがあります。

（関連ページ：13）

### 11. 生活応急資金（貸付制度）

一時的に生活に困窮している世帯に対して、応急的な資金の貸し付けを行い、生活の安定と生活意欲の助長を図ることを目的とした、伊達市社協独自の貸付制度です。

（関連ページ：13, 15）

### 12. 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前段階の自立支援策として、経済的な問題で生活に困窮している人に対して、専門の支援員が困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けての就労訓練、住居確保、家計相談、子どもの学習などさまざまな面で支援する制度です。

（関連ページ：13, 15）

### 13. 生活福祉資金（貸付制度）

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。本貸付制度は、都道府県社協を実施主体として、市区町村社協が窓口となって実施しています。低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等世帯単位に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金（就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等）の貸付けを行います。

また、本貸付制度では、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

（関連ページ：13, 15）

### 14. 成年後見（制度）

認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人に代わり財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、法律面や生活面で保護したり支援する制度です。

（関連ページ：13, 15）

## 【た行】

### 15. 伊達市市民活動センター

市民相互の交流と市民活動の振興を図ることを目的とした公共施設です。平成28年4月に開設し、市民活動の拠点として、サークル活動やボランティア活動、市民の集まりなどに利用できます。

（関連ページ：8, 9, 10）

## 16. 地域支援事業

介護保険制度での介護予防事業です。高齢者が地域で自立した日常生活を送れることを目的に、市町村が責任主体となって実施されます。「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3事業に分かれています。

(関連ページ：13)

## 17. 地域資源

その地域ならではの活用可能な物の総称。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれます。

(関連ページ：2)

## 18. 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定により各地方自治体が策定する計画です。「伊達市総合計画」を上位計画として、高齢者、子ども、障がい者、保健福祉分野の各個別計画と整合性を図りながら、全ての人が暮らしやすいまちづくりのため、地域福祉の基本理念、基本目標、取り組みの方向性を示す計画です。

(関連ページ：5, 6, 7, 17)

## 19. 地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような社会の実現に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステムです。

(関連ページ：13, 15)

## 20. 地域包括支援センター

介護保険法に基づき、公正・中立の立場を基本として、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるように支援する総合相談窓口です。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーの専門職が、高齢者や家族の皆さんを医療、保健、介護及び福祉など様々な方面から総合的に支援します。

(関連ページ：4, 13, 15, 16)

## 21. 地区社会福祉協議会（地区社協）

地域の住民相互の参加と協力により地域福

祉の増進を図ることを目的に、連合自治会の区域を基準として、設置された地縁組織です。区域内の自治会や福祉関係団体から選出された方々で構成され、見守り活動やふれあい交流会など、地域の実情に合わせた活動を展開しています。市内12ヶ所に設置されています。

(関連ページ：1, 2, 7, 8, 9, 14, 17)

【な行】

## 22. ニーズ

本人や家族等が援助してほしいと望んでいる事や生活上困っている事、専門職の目で援助が必要と思われる事です。

(関連ページ：1, 3, 11, 14)

## 23. 日常生活自立支援事業

高齢や障がいにより日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、契約に基づき、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いします。

(関連ページ：13, 15)

【は行】

## 24. 評議員会

社協の役員選任や予算決算、定款の変更などの重要事項を議決する機関です。評議員は、地域の総意を反映できるように、地区社協や自治会関係者、民生委員児童委員、社会福祉施設やボランティア団体の関係者などから幅広く選出されています。

(関連ページ：1, 17)

## 25. ファミリー・サポート・センター

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）が登録し、会員同士で支えあい、安心して子育てができる環境づくりをサポートする組織です。

(関連ページ：13, 14, 16)



## 26. 福祉委員

連合自治会単位に設置された地区社協に所属する地域のボランティアです。自治会長の推薦により、地区社協会長と市社協会長との連名により委嘱しています。

(関連ページ：2, 8)

## 27. ふれあいいきいきサロン

高齢者や障がい者、子育て中の親などと、地域住民（ボランティア等）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる活動です。

高齢者に関しては、「介護予防地域住民等支援グループ活動事業」（市委託事業）があり、市に登録した地域のボランティアグループなどが中心になって、介護予防事業を中心とした「生きがいづくり活動支援事業」や「ふれあい交流活動支援事業」などに取り組んでいます。

(関連ページ：2, 8, 9, 10)

## 28. ふれあい広場

地域で生活する全ての方が一堂に会し、障がいの有無、男女の区別、年齢差などのあらゆるバリアを越え、共に暮らす仲間として楽しいひとときを過ごしてもらいイベントです。ボランティア団体や福祉団体、社会福祉施設などの協力により実施しています。

(関連ページ：9, 10)

## 29. ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい方とボランティアの支援を必要としている方をつなげています。

(関連ページ：3)

## 30. ボランティアセンター

ボランティア活動の輪を広げることを目的に、ボランティアのコーディネート業務や情報の収集・発信などボランティア活動に関する取り組みを行っています。

(関連ページ：3, 7, 11, 12, 13)

【ま行】

## 31. 民生委員児童委員

民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアとして活動しています。民生委員児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

全ての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもに関わる相談支援活動も行います。民生委員児童委員の一部は、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名され、子どもや子育てに関する支援を専門に担当しています。

(関連ページ：1, 17, 18)

【ら行】

## 32. 理事会

社協の業務執行機関です。理事は地域住民の代表者である地区社協や自治会関係者、民生委員児童委員、社会福祉施設やボランティア団体の関係者、学識経験者の15名で構成され、評議員会で選任されています。また、理事の中から会長、副会長2名、常務理事1名を選任しています。社協の業務執行状況や財産の状況を監査する監事と理事を合わせて「役員」と言います。

(関連ページ：1, 4, 17, 18)

【わ行】

## 33. わっくわっく広場

高齢者や障がい者等を対象に、軽スポーツ・レクリエーション・室内ゲーム・健康チェックにより、精神のリフレッシュ、健康年齢の向上を目指し、各地区社協で開催しています。また、年1回全地区社協を対象に交流大会を開催しています。

(関連ページ：9, 10)

## 2. 地域福祉実践計画の検討経過

### (1) 第5期地域福祉実践計画策定経過

#### ○策定委員会

回	開催日	内容
1	平成27年 8月25日(火)	(1) 地域福祉実践計画策定委員会設置要綱について (2) 正副委員長の互選について (3) 計画策定に関する基本方針について (4) 第3期伊達市地域福祉計画との関連について (5) 第4期地域福祉実践計画の評価について (6) 計画策定スケジュールについて
2	10月30日(金)	(1) 第5期地域福祉実践計画(素案)について
3	12月14日(月)	(1) 第5期地域福祉実践計画(案)について (2) 第5期地域福祉実践計画ダイジェスト版(案)について
4	平成28年 2月25日(木)	(1) 第5期地域福祉実践計画(最終案)について (2) 第5期地域福祉実践計画ダイジェスト版(最終案)について (3) 第5期地域福祉実践計画の周知について

#### ○地域福祉推進委員会

回	開催日	内容
1	平成27年 4月28日(火)	(1) 第5期地域福祉実践計画について ・ 策定スケジュールについて ・ 策定委員推薦団体の選定
2	平成27年 8月20日(木)	(1) 第5期地域福祉実践計画について ・ 第4期地域福祉実践計画の評価について ・ 策定委員会への提案内容について
3	平成27年10月26日(月)	(1) 第5期地域福祉実践計画について ・ 計画素案の検討

## (2) 第5期地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 第5期地域福祉実践計画の策定にあたり、幅広く意見を求め、実践計画を円滑に推進するため、地域福祉実践計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (業 務)

第2条 委員会は、第3期伊達市地域福祉計画と整合性を図りながら、計画を立案する。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は次に掲げる関係団体等から選出した20人以内の委員をもって構成し、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 本会地域福祉推進委員会
- (2) 地区社会福祉協議会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) ボランティア団体
- (5) 福祉施設
- (6) 当事者団体
- (7) 教育関係団体
- (8) 行政担当者

### (オブザーバー)

第4条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職を代理する。

### (任 期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

- 2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、やむを得ない事由がある場合は、委員の代理出席を認める。

### (費用弁償)

第8条 委員会に出席した委員及びオブザーバーには、費用弁償として日額500円を支給する。

### (作業部会)

第9条 実践計画の円滑な作業を進めるために、作業部会を設置することができる。

### (庶 務)

第10条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、本会会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月25日より施行する。
- 2 この要綱の効力は、第5期地域福祉実践計画が、本会理事会並びに評議員会で承認されるまでとする。
- 3 最初に招集される委員会は、第7条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

### (3) 第5期地域福祉実践計画策定委員

◎委員長      ○副委員長

任期：平成27年8月25日から平成28年3月31日まで

	氏名	所属	備考
1	◎ 木村 正裕	伊達身体障がい者福祉協会	地域福祉推進委員
2	○ 萩野 時彦	伊達市民生委員児童委員協議会	
3	工藤 とし子	伊達市ボランティア連絡会	
4	杉山 慶夫	伊達市老人クラブ連合会	
5	金子 重人	伊達市校長会	
6	岡崎 紀	黄金地区社会福祉協議会	
7	伊藤 和雄	稀府地区社会福祉協議会	
8	松本 達夫	東地区社会福祉協議会	
9	渡辺 達也	中央地区社会福祉協議会	地域福祉推進委員
10	八木 俊光	関内地区社会福祉協議会	
11	原 義衛	第一地区社会福祉協議会	
12	菊池 義男	三ツ和地区社会福祉協議会	
13	日下 守	山下地区社会福祉協議会	
14	佐藤 勤	北星地区社会福祉協議会	
15	佐藤 勝雄	長和地区社会福祉協議会	
16	須貝 勉	有珠地区社会福祉協議会	
17	本田 浩美	大滝地区社会福祉協議会	
18	本間 浩一	伊達市福祉部社会福祉課	
19	前原 孝敏	地域福祉推進委員会	北海道社会福祉事業団 太陽の園
20	雲津 公子	〃	

#### オブザーバー

所属	氏名	備考
地域福祉推進委員会	阿部 正宏	社会福祉協議会 副会長
	浅水 廣志	社会福祉協議会 副会長
	藤本 恭子	社会福祉協議会 理事
	小畑 次男	社会福祉協議会 常務理事

## 第5期地域福祉実践計画



平成28年3月発行

編集・発行 社会福祉法人伊達市社会福祉協議会  
〒052-0012 伊達市松ヶ枝町59番地4  
TEL 0142-22-4124 FAX 0142-22-1888

本紙は、「赤い羽根共同募金」の配分金を受けて、発行しています。